

平成29年3月13日

## 名古屋高等検察庁における記者会見について

名古屋高等検察庁

名古屋高等検察庁は、下記のとおり、司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる記者会見を開催することとしております。

### 記

#### 1 記者会見の開催

重大事件の判決時等において、必要に応じ、記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配布することがあります。

#### 2 参加対象者

記者会見には、司法記者クラブに所属する記者のほか、以下の①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属又は⑦、⑧に該当し、かつ、あらかじめ下記3による登録申請を行い、下記4による登録手続完了のお知らせを受けた記者において参加できることとします。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる記者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる記者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

### 3 登録申請

- (1) 登録申請を行う記者は、名古屋高等検察庁総務部企画調査課宛てに、以下の書類の全てを郵送により提出してください（下記(2)の場合を除く。）。

ア 登録申請書（後掲）

- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記2⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm × 3cm）1枚を添付。

- ウ 同⑦に該当するとして申請する記者は、以下の(ア)に掲げるもの、同⑧に該当するとして申請する記者は、以下の(ア)及び(イ)に掲げるもの

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書（後掲）

- (2) 既に他の検察庁において記者会見への参加が認められている記者については、名古屋高等検察庁宛てに、以下のア及びイの書類を郵送により提出してください（必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知をお願いします。）。

なお、記者クラブの選定により他の検察庁における記者会見への参加が認められている記者は、上記(1)により申請してください。

ア 登録申請書（後掲）

- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記2⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm × 3cm）1枚を添付。

- (3) 上記(1)、(2)のいずれも登録申請に期限（×切り）はありません。

### 4 登録手続完了のお知らせ

登録手続が完了した記者には、後日お知らせします。

また、登録が認められなかった記者、又は、申請書類の補充を要する記者には、その旨お知らせします。

### 5 登録有効期限等について

登録の有効期限は、登録手続が完了した日の属する年度末（3月31日）まで

です。

なお、登録の更新手続は、上記有効期限の1か月前から行うことができます。  
更新手続の詳細につきましては、おって、お知らせします。

#### 6 記者会見のお知らせ

上記1の記者会見を開催するときは、各会員社に所属する記者については当該会員社宛てに、上記2⑦、⑧に該当する記者については当該各記者宛てに、メール等適宜の方法により、同会見の開始時刻等をお知らせします。

#### 7 登録申請書郵送及び問合せ先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-3-1

名古屋高等検察庁 総務部企画調査課宛て

電話 052-951-1581 内線 2322

(メール・FAXでの問合せには応じておりません。)

以 上



# 証 明 書

下記の記者は、当社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有することを証明する。

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者氏名・連絡先 \_\_\_\_\_

## 記

記者氏名 \_\_\_\_\_

活動実績等の概要  
(署名記事を提供  
した媒体の名称及  
びその記事の概要  
等) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_